

Cutting-Edge

[カティング・エッジ]

Move この人にきく

ことばとジェンダーの現在 — 基盤的教育がめざすこと —

60年代後半～70年代のアメリカのフェミニズムの論点の一つはいまでも「性差別的な言語」であり、housewife, stewardess, policeman等の語は徐々にhomemaker, cabin attendant, police officer等に変わってきた。日本でもその動きは遅ればせながら広がり、「改正均等法」、「男女共同参画社会基本法」の制定を経て、「保母」「看護婦」に対して「保育士」「看護師」という語が生まれ、少なくとも大新聞やNHKのような「公的な」メディアでは定着した感がある。

しかし、この裏には未だに2つの問題が潜んでいる。1つは実際の言語使用、もう1つはより根源的に記号としての言語の問題である。まず、PC (political correctness) が浸透する一方で、民族のバリエティ番組やインターネットの風俗系サイトやチャット、ブログ等では相も変わらず女性を客体化し、凌辱する視線が「ことば(語・文・文章)」を介してあからさまに存在する。このことは、保守層によるバックラッシュ、あるいは若年層における性犯罪の増加や、Cutting Edge誌第20号巻頭言で諸橋泰樹氏も指摘する、若者の性意識の中の非対称性と無関係ではないだろう。

一方、言語学的見地からは、「女医」「女社長」等の語の存在は、ソシュール的記号観、および彼の言う「記号の相互限定性」に照らすと、当然ともいえる。記号としての「語(signe)」は、形式(signifié)と、概念(signifiant)から成る。概念は語が成立した時点での社会的・文化的背景を反映する以上、男性優位社会において成立した「医者」「社長」といった語が「無標の素性(unmarked feature)」として [+male] を内包するのは不可避のことなのである。時代が下り、女性の医者や社長が登場し、弁別する記号が必要になり、相互限定的にこれらの表現が出てきたのである。

実社会においてこの問題を解消するには、例えばNHKニュースのように、これまで「社員」「女性社員」だったものを、「男性社員」「女性社員」のように両性に等価的に変えるしかない。これは、言語学的には「社員」の成立時の定義の一部であった [+male] 素性を削除していることとなる。このような操作がどこまで定着するかは、言語を使用する話者の意識やその周囲を取り巻く社会的・文化的・言語的環境にかかっているとしかいいようがない。

しかし、言語にはその起源・性質(構造)・使用の側面があり、言語の知識を有するということは、それについて無意識的にでも理解しているということである。「いま、ここ」に厳然として存在する身体性を有する場面においては不可視的にする社会(gender-blind society)の実現に向むけ、「語」の成り立ちや構造、そしてどのように用いればどのような(悪)効果があるかということへの意識の覚醒も必要である。

少子化の谷底にあって、いわゆる「ゆとり教育」世代が大学に入学してきている。本学では、外国語教育改革、情報化推進に加え、大綱化以降の教養教育の空洞化に対処するため、本年度、語学、情報、教養教育部門からなる基盤教育センターが設立された。これを、単に中期目標・中期計画に対応するための、上から・外からの改革ではなく、大学の教育・研究において意義あるものにするには、「ことば」と「ジェンダー」を取り巻く諸問題について、次世代と共に、その理論的背景と実際の使用における意味の理解を深めることも重要な課題の一つである。



CONTENTS

Move この人にきく 1P
Books ジェンダー最・前・線 2, 3P
Information 4P



北九州市立大学教授・
基盤教育センター副センター長

漆原 朗子
(うるしはら さえこ)

未来・ことば

母でも処女でもない女たちに
関していくれば、これらは捕獲
支配され、平和化され、神聖化
され、救済されねばならない。要
するに彼女らは、われわれ(男性)
と同じものへとつくり換えられねば
ならないのだ。キリスト教は、かつてそ
の疑問を提示してきた。女が教育され
ねばならないとすれば、それはいかなる
方法で行うべきか。資本主義は、つぎのよ
うな一般原則を普及させる。それは、女たちを
外へ追いやるのではなく、均質化というかたち
で女性をこの世から消去することである。

ジャン=フランソワ・リオタール

フランス人哲学者。

『女性を消去する文化』

(越智和弘、鳥影社、2005年、322頁)より



■ 松田 宣子 著
■ ドメス出版
■ 2006年 初版
■ 2,300円(税別)



魔女の目でみた暮らしと経済

本書は女性を視点において原始社会から現代までの「暮らしや経済の歩み」を見たもの。見たのは著者だから書名の「魔女の目でみた」というのは、どう見てもおかしい。女性を「近代工業化への足手まとい」と捉える著者の「魔女」觀も奇妙だ。説明はないまま、「魔女狩り」は「女性たちを近代工業化への足手まといとして、排斥していくためのブルドーザーの役割を果たした」と言い切るだけである。近代工業は当初から女性を排除しければ成り立たないと誤解しているのだろう。

だが近代工業化の始まりである産業革命発祥の地イングランドを見れば分かるように、「魔女狩り」そのものが「ブルドーザー」をかけるほどの大事件ではなく極めて少なかったといわれているし、機械工場が特に若い女性を排除する所の話でなかつことは明白白々。

女性は生産から排除されて消費者にさせられたという思い込みからなのか、本書の産業革命以降は殆ど消費問題に集中している。日本について言えば、この問題だけに焦点をあてれば、高度経済成長期以降近年、特に問題となつてい

る子育て・教育、それに税や医療・介護の問題を突っ込んで取り上げることも出来たはず。結論での「シェアリング経済」の提唱も呼びかけの域を出ていないのが惜しまれる。

高度経済成長

一国の経済の実質的な規模は、価格の変化の影響を取り除いた実質GDP(国内総生産=国内で一定期間例えば一年間に原材料、燃料などを除いて、新しく生産されたモノとサービスの価格合計)で、また経済成長は実質GDPの増加率(経済成長率)で、それぞれ表される。日本の1960年代は、年成長率が二桁の%に達する高度経済成長の時代であった。最近の中国経済も高度経済成長を続けており、まもなく実質GDPは日本を追い抜くが、一人当たりのGDPはまだかなり低い。

たなか しんいちろう
田中 憲一郎 (北九州市立大学名誉教授)

「パパ権」宣言! —お父さんだって子育てしたい

本書は、作家、会社代表、大学教授である三人の父親たちが、子育てに取り組んできた体験を元に、父親にとっての子育ての意味と可能性をユーモアを交えて語ったものだ。

著者は言う——父親は子育てを通じて多くを得ることができるのだ。なぜなら、子育ては、子どもと共に成長することや子どもを介して得られる地域との交流に始まり、自分たちのまち(コミュニティ)の再創造にまで至る力をもった活動なのだから。

でも、世の父親の多くは(それを感じながらも?)子育てを女性に預けっぱなしで仕事優先の毎日を送っている。また育児休業取得など父親への子育てに対するサポートも、十分に保障されているわけではない。結局、そこにあるのは、父親の子育て(ひいては人間としての父親)の不当な軽視なのだ。

世の父親はこれに異議申立てをしてよいのではないか。そこで著者は「パパ権」を宣言する。これは、男性が子育てと家庭生活に携わり、その苦労とよろこびを享受する権利、

誰もが子育てをするためにパパになる権利、つまり父親が人間として生きる権利のことだ。

父親が子育てを権利ととらえ、これまでの子育てのあり方を見直すことができれば、私たちはもっとゆかかな人生や社会(コミュニティ)を創造できるにちがいない。本書からは著者のそんな確信がストレートに伝わってくる。「万国のパパよ、子育てせよ」なのだ。

スクール・コミュニティ

小学校には、次のような、まち(コミュニティ)創造の機能がある。①授業や行事に親や地域の人々が参加することは生涯学習の場をもたらす、②施設を開放することで地域の集いの場を提供する、③子どもたちを介したつながりを通して地域ネットワークが緊密になる。著者の一人(岸)は、こうした学校を拠点とする新しいまちのあり方をスクール・コミュニティと呼んでいる。

ごほやし ひろゆき
小林 洋幸 (フリーランス編集者)



■ 川端 裕人
岸 裕司
沙見 稔幸 著
■ 大月書店
■ 2006年 初版
■ 1,300円(税別)



性と生殖の女性学

本書は、主に文学作品と映画を分析対象とし、男女の関係性において、「女性の性と生殖」(セクシュアリティ)がどのように描かれ、取り扱われてきたか、またそこにどのようなボリュームがはたらいているかを明らかにした書である。

選択された作品の豊富さは、聖書はじめり、ギリシャ文学、フランス文学、ドイツ文学、英米文学、カナダ文学、そしてアフリカの伝統文化とされる「割礼」や20世紀末の旧ユーゴスラビアで起きた「民族浄化」をテーマとした映画作品にいたるまで、歴史的にも地政学的にも著者の研究の蓄積の広さと深さをうかがわせる。

言い換えれば、人間の歴史において家父長制が「発見」されて以来、地球上の多くの地域で女性の性と生殖は男性の支配と管理下に置かれ、モノとして取り扱われ、そして現代もなおその状況下にあることを本書は実証している。

文学のみならずアートが、いつの時代にも社会の「現実」を切り取り、アートを用いることでより鮮明に照らし出し、先を見通す鏡として存在してきたことはいうまでもない。大学において文学部という名称が消えていく時代が象徴するように、

文学はフィクションゆえか実社会における直接的知識や技術を提供しないゆえか、その価値が軽んじられる風潮にあるなか、本書は、文学のもつ洞察力や先見性がいかに社会において活用されるべき知であるかということを再認識させてくれる一冊である。

セクシュアリティ

「人間の性行動にかかる心理と欲望、観念と意識、性的指向と対象選択、慣習と規範などの集合」(『岩波女性学辞典』)をいう。

本書は、D.H.ロレンスの『チャタレイ夫人の恋人』の分析とともに、家父長制下における生殖器中心の男性中心的なセクシュアリティ観の下、近代精神分析学の大家フロイトによるセクシュアリティの本質化、あるいは宿命化によって抑圧されてきた女性のセクシュアリティを解放し、他者との豊かな関係性を築くための文学の知を提示している。

りきだけ 岩 泰
力武 由美 (北九州市立男女共同参画センター・ジェンダー問題専門スタッフ)



■ 鍋田 明子 著
■ 世界思想社
■ 2006年 初版
■ 1,800円(税別)



双書 ジェンダー分析8 現代政治と女性政策

本書は、1980年代の女性の就労に関する政策の政治過程を分析したもので、女性は、「女性」という利益集団にまとまらなかったために、その利益が政策に十分に反映されなかつたことや、各省庁で立案される政策に整合性がないため、男女平等に逆行する制度もでき、全体として女性政策の効果を減じる結果をもたらしたことを指摘している。

注目に値する書物であるが、本書が立脚する「ジェンダー」や「女性政策」のとらえ方については違和感もある。

まず「女性政策」について、著者は「男女共同参画政策」をDV防止や女性福祉などと同列に女性政策の一部門と位置づけている（はしがき参照）が、男女共同参画政策は男女平等を目指す種々の政策の総体であり、まさに女性政策そのものである。また、男女平等を目指すことは社会正義の追求であり、女性政策は、女性のための利益誘導といった文脈での議論にはなじまないのではないだろうか。

「ジェンダー」は、本書では明確な定義がされていないが、ジェンダーを男女のバイアスを含意した性別ととらえ、政策決

定におけるジェンダー構造を見抜くというよりも、政治過程におけるアクターや受益者としての女性を淡々と描くというスタンスにあり、本書の視点は、「ジェンダー」を価値判断を伴わない分析ツールととらえる政府見解に近いと言えよう。

「ジェンダー」の視点

平成17年12月、政府は「男女共同参画計画（第2次）」の策定にあわせて「ジェンダー」を再定義し、これまでの「社会的文化的性別」という文言を「社会的性別」に改めた。政府見解によれば、「社会的性別」とは、社会によって作り上げられた男性像や女性像（男女の別）を示す概念で、それ自体に良い悪いの価値を含むものではないとされる。ポイントは、ジェンダーを男女のバイアスを含意した性別ととらえるのではなく、社会通念や慣習を見る際の価値中立的なツールと考えるということである。したがって、ジェンダーの視点でとらえられる制度や慣習には男女共同参画社会の形成を阻害するものとそうでないものがあり、一律に見直しが求められるものではないということになる。

かんさき さとこ
神崎 智子（北九州市教育委員会人権教育担当参事）



■ 堀江 孝司 著
■ 効果書房
■ 2005年 初版
■ 4,700円（税別）



遺伝子「不平等」社会 一人間の本性とはなにか

人が生きていくとき、人間の有する能力や性格やあらゆるものについて、遺伝的要因が重要か環境的要因が重要か、教育でも医療でも芸術でもあらゆる営みにおいてそれを見極めようとし、葛藤している。

本書は、この「人間の本性」とそこから派生する社会問題をテーマに、1.男との狹間、2.教育のパラドックス、3.心の在り処、4.「いのち」を誰がきめるのか、といった4つの観点から、生物学者の池田氏と各専門家の意見交換という構成で進められる。

すべての遺伝子の機能がわかったところで、「人間は生まれても育ちもみな異なるのだから、人間はすべて不平等だといった方が眞実に近い」とは、まさに人間は自己決定して生まれてくるわけではないという根源から始まる「人として生きることの意味」に迫る主張である。男女平等を例にしても、性差とは個々人の性パターンなのだから、究極「自分が思うところの性」を生きていく自由がある。そのような「個人」の自由

が尊重される社会のあり方、その中の「平等」の意味を深く考えさせられる。

性パターン

著者は、男と女に本性ではなく、性差とは個々人の性パターンの違いであるという。人間の性に関するカテゴリーは少なくとも、「染色体の組み合わせとしての性」「遺伝的な組成の違いとしての性」、「身体的みてくれとしての性」、「本人の心的な性アイデンティティとしての性」、の3つに分けられ、これらの組み合わせ幾通りもの性パターンが成立つとする。基本的には出生時までに決まるが、セクシュアリティなども議論に入れると、人間の性ははてしない多様性を持ち、「男」「女」の本性ではなく、男と女は連続し、性差は個々人の性パターンの差ということになる。

かがい さとり
長井 聰里（産業医科大学産業医実務研修センター講師）

■ 池田 清彦 編著
小川 真里子
正高 信男
計見 一雄
立岩 真也
■ 岩波書店
■ 2006年 初版
■ 2,100円（税別）



新刊・新着本紹介



現代思想ガイドブック ジュディス・バトラー

■ サラ・サリー 著
■ 竹村 和子 他訳
■ 青土社
■ 2005年 初版
■ 2,400円（税別）



ジェンダーで読む '韓流'文化の現在

■ 城西国際大学ジェンダー・女性学研究所 編
■ 現代書館
■ 2006年 初版
■ 1,500円（税別）



ブッククラブ アメリカ女性と読書

■ エリザベス・ロング 著
■ 田口 瑛子 訳
■ 京都大学図書館情報研究会
■ 2006年 初版
■ 5,000円（税別）



イギリス 近現代女性史 研究入門

■ 河村 直枝
今村 けい 編
■ 青木書店
■ 2006年 初版
■ 3,500円（税別）



女性事務職の キャリア拡大と 職場組織

■ 浅海 典子 著
■ 日本経済評論社
■ 2006年 初版
■ 3,800円（税別）





ジェンダー・エッセー

韓国における女性科学者支援政策

Chonbuk National University教授 李 恩京 (Eun Kyoung Lee)

■はじめに

90年代にはじまる韓国の科学技術分野における女性政策WISE¹⁾が、「女性科学技術人育成及び支援基本法」の制定(2002年)、「女性科学技術人育成及び支援基本計画(2004-2006)」の策定(2003年)により、政策決定者の恣意的な取組から制度的・組織的な施策へと移行したことの意義は大きい。本稿では、なぜ韓国の科学技術分野における女性政策がこれほど急速に進展したのか、その要因をWISE政策の展開の跡をたどりながら探ってみたい。

■WISE政策第一波とその成果

科学技術分野における女性問題は、90年代において一部の科学技術分野の研究者や女性の科学・技術者たちによって認識されるようになり、女性問題を政策の中に反映させようという動きが始まった。しかし、当時の韓国社会では「科学」的業績は実力に基づきわめて客観的な評価によるものであるという信奉が根強く、科学技術分野における女性研究者に対する不平等な取り扱いが社会的構造的な問題としてある、とみなすことは難しかった。そのような状況下にあっても、ジェンダー不平等は正に共感する影響力をもった政策決定者を得たことで、「女性のみ」対象の研究費の助成(2000年)、女子生徒が科学に親しみを感じるための科学教育プログラム(2001年)、国立研究所の女性採用に対する10%の割当制の導入(2001年)など、いくつかの施策を実施することはできた。しかし、そのようなWISE政策はあくまでも政策決定者の恣意に依存した不安定なものであった。

このようなWISE政策の初期過程をWISE政策第一波と呼ぶとするならば、WISE政策第一波の最も重要な成果は何であつただろうか。それは、先に述べた「女性のみ」対象の研究助成をはじめとするプログラムの策定・実施そのものである。しかし、割当制の導入は大いに推奨されはしたもの、現実の予算配分はきわめて少なく、ごく少数の女性研究者しか採用されなかつた。また、これらのプログラムは法制度上に置かれた施策ではないため、取組状況に対する法的制裁も課せられてはおらず、政策決定者の恣意次第で容易に取り止めとなることもあった。このようなせい弱な点はあってもなお、WISE政策第一波で策定され実施されたプログラムはWISE政策の第一歩であり、科学技術分野における女性問題に关心のある人々にとってはWISE政策の未来への可能性と期待を象徴する重要なプログラムであった。

■WISE政策第二波とその成果

韓国のWISE政策は、女性科学技術人育成及び支援基本法の施行とともに、WISE政策第二波と呼ばれる第二段階に入った。基本法の施行前には「科学技術基本計画(1997-2001)」における一項目にすぎなかつた科学技術分野の女性問題は、「女性科学技術人育成及び支援基本法」が制定され、同法に基づく「女性科学技術育成及び活用基本計画」の策定が義務づけられたことによって、WISE政策は政府の責務として位置づけられた。

従来のWISE政策が集約された形で策定された同基本計画は、科学技術分野における女性研究者・技術者の採用促進のため、「女性のみ」を対象とした研究助成金の支給、公的研究機関における女性の採用に係る割当制の導入など従来のプログラムに加え、新たに、幼・小・中・高校までのすべての教育レベルにおいて、女子生徒が科学に親しみをもてる科学教育プログラム、女子生徒のための科学キャンプ、研修制度、将来科学を専攻する女子生徒を増やすための啓発プログラムなどが策定された。²⁾また、同基本法の下、科学技術分野における性別データの収集・整備、女性科学・技術者の訓練及び再訓練、WISE政策の評価ならびに計画³⁾などに取組む「国立女性科学技術者支援研究所」(NIS-WIST: National Institute for Supporting Women in Science and Technology)が開設された。

WISE政策第二波の成果は、何よりも、WISE政策が政策決定者の恣意にゆだねられた不安定なものから、法制度の下、関係省庁の横断的協力体制の中で実施していくべき施策として位置づけられたことにある。

■韓国WISE政策を進展させた要因

このように韓国WISE政策を急速に進展させた要因には下つあげられる。

第1の要因は、韓国社会及び政治の民主化にある。大統領は代々革新派の出身ではあるが、特に90年代の韓国は民主的な金大中、魯政権下にあり、女性や貧困層といった社会的マイノリティにも目が向けられた。1995年には「女性発展基本法」、1999年には「性差別禁止及び救済法」⁴⁾など、女性の権利を擁護する様々な法律が制定され、2001年には女性省(MOGE: the Ministry of Gender Equality)が設置された。⁵⁾ WISE政策は科学

技術省(MOST: the Ministry of Science and Technology)の管轄下で科学政策の一部として策定されたものの、政府の民主化政策はWISE政策推進の強力な追い風となった。

第2の要因は、科学教育を受け、科学技術分野の職に就く女性の数が政策の利益集団として標的になるほど増加したことである。経済の発展とともに70年代80年代の大学教育の成果により、科学・工学系出身の女性の数が80年代90年代に急速に増え、2005年現在、自然科学系出身の女性の割合は、57%(学士)、44%(修士)、34%(博士)、工学系出身の女性の割合は、25%(学士)、10%(修士)、7%(博士)にまでなった。しかし、女性が研究開発職に就こうとすると「ガラスの天井」などジェンダーに基づく社会文化的な壁が立ちはだかり、科学技術分野の女性はキャリア形成のための社会的資源へアクセスできない状況に依然としてある。

第3の要因は、WISE政策の進展に強力なリーダーシップを取った韓国女性科学者第一世代の存在であった。彼女らは科学を専攻する女子学生がほんのいる60年代70年代に科学を専攻し、研究者として生き残るために様々な障壁を克服してきた50歳代、60歳代前半の女性たちであった。彼女らは高校や大学の同窓生で、その多くが韓國の大田市に建設された太極研究園地にある国立研究所の研究職に就き、お互いに良く知っていた。彼女たちは自らの過酷な経験を通して、WISE政策が次世代の女性科学者のために必要だと認識し、1993年、女性科学者の声や経験を政策に反映させていくために、「大韓女性科学技術人会」を組織した。つまり、女性科学者たちは政治的な利益集団を結成したのである。しかし、彼女たちが取った方法の多くは、彼女たちと政策決定者との個人的な関係を利用して依頼するというもので、あくまでも政策決定者の恣意に委ねられたものであった。WISE政策を政策として確立させるためには、WISE政策が必要不可欠だと説得できる理論的根拠が必要であった。

第4の要因は、科学技術分野における新たな人的資源の必要性の高まりであった。発端は、2001年末、科学技術分野に進学する学生数が著しく減少していることが明らかになったことであった。科学技術分野のオピニオン・リーダーたちはマスコミを通じて、このままでは韓国の科学者は絶滅の危機に瀕しており、この危機を乗り切るために新たな人的資源が必要であると主張する「理工界危機論議」を起こした。この社会的議論の高まりは、女性の科学・技術者が活用されていない現状に社会の目を向けさせ、絶滅に瀕した未来の韓国科学界を救うための論理的根拠として、潜在的資源である女性科学技術者の活用が必要だとする言説が説得力をもつ契機となった。

■WISE政策第3波

科学技術分野の女性問題はWISE政策第二波に至って急速な進展がみられたとはいえ、WISE政策が完結したわけではない。むしろ科学技術分野における女性の環境を変革していく取組は端緒に着いたばかりである。「女性のみ」を対象とした助成研究費の平均額は、政府出資の研究プロジェクトに下りる研究費の平均額よりも低いことなどをみると、ジェンダーに配慮した予算編成、科学技術分野における性別統計データの収集・整備、女性科学技術者の雇用機会の拡大、子育て支援など、現行のWISE政策がまだカバーしていない領域が多い。女性科学者にとって最大の障害である子育て支援政策が手薄であることは、子育て支援政策が科学技術部の管轄下になく、家族政策の一環として女性家族部(MOGEF)の管轄下にあることが構造上の問題としてあり、そのことが科学技術分野の現状に適正に対応できない要因ともなっている。また、科学技術者の需要が大きい産業部門に女性科学・技術者の採用を促進していくためには、WISE政策による政府の強力なテコ入れが必要である。

このような中、韓国では現在WISE政策は第三波の段階に入っている。WISE政策第三波が第二波の成果をさらに強力なものにし発展させるためには、WISE政策の社会的認知の拡大、女性科学者の雇用状況の統計ベースの作成、関係省庁の横断的な協力体制づくり、女性科学・技術者からのフィードバックによるWISE政策の評価及び到達目標の設定などへの強力なコンセンサスをWISE政策に反映させていくことが不可欠である。

WISE政策の最終目標は、逆説的ではあるが、WISE政策自体が不必要となることである。その日を迎るために、情報と経験を共有し、他の国の教訓と知恵を学び、女性科学者及び政策決定者から成る国内はもとより国際的なネットワークを形成する必要がある。加えて、WISE政策をさらに推進していく上で政策決定者やオピニオン・リーダーに影響を与えるためには、韓国の科学者絶滅の危機が韓国経済社会の発展に及ぼす負の影響を強調したことで女性科学者の活用が論理的根拠として受け入れられたように、女性の権利の擁護や社会的正義の実現を全面に出すよりは、国家間の競争力や経済の発展という観点から論理的根拠を構築していく方が戦略的には有効である。

1) 本稿では、「WISE政策」という用語を、便宜上科学技術分野の女性政策全体の総称をあらわす用語として用いる。「WISE」は、「Women Into/in Science and Technology」の略語である。

2) 「WISEセンター」は、韓国国内10箇所に設置され、女子生徒が科学に親しみを感じるための科学教育及び活動を実施している。センターの大部分は大学(www.wist.or.kr)に設置されている。

3) www.wist.or.kr

4) 性差別禁止及び救済法に基づき、韓国国立人権委員会(National Human Rights Commission of Korea)の管轄下にある。

5) 2005年に、「女性省」は「女性家族省(MOGEF)」に改組され、家族政策を担当している。

(編訳 力武由美)



北九州市立
男女共同参画センター

ムーブ

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4
Tel: 093-583-3939 Fax: 093-583-5107
ホームページ http://www.kix.or.jp/move_we
E-Mail move@move-kitakyu.jp

Cutting-Edge 第24号

[編集・発行] 発行日 2006年10月20日
発行者 羽瀬川順子
編集協力 女性学・ジェンダー研究ネットワーク
編集 力武由美
発行 北九州市立男女共同参画センター“ムーブ”
印刷 (株)エディックス

*本誌は再生紙を利用しています。